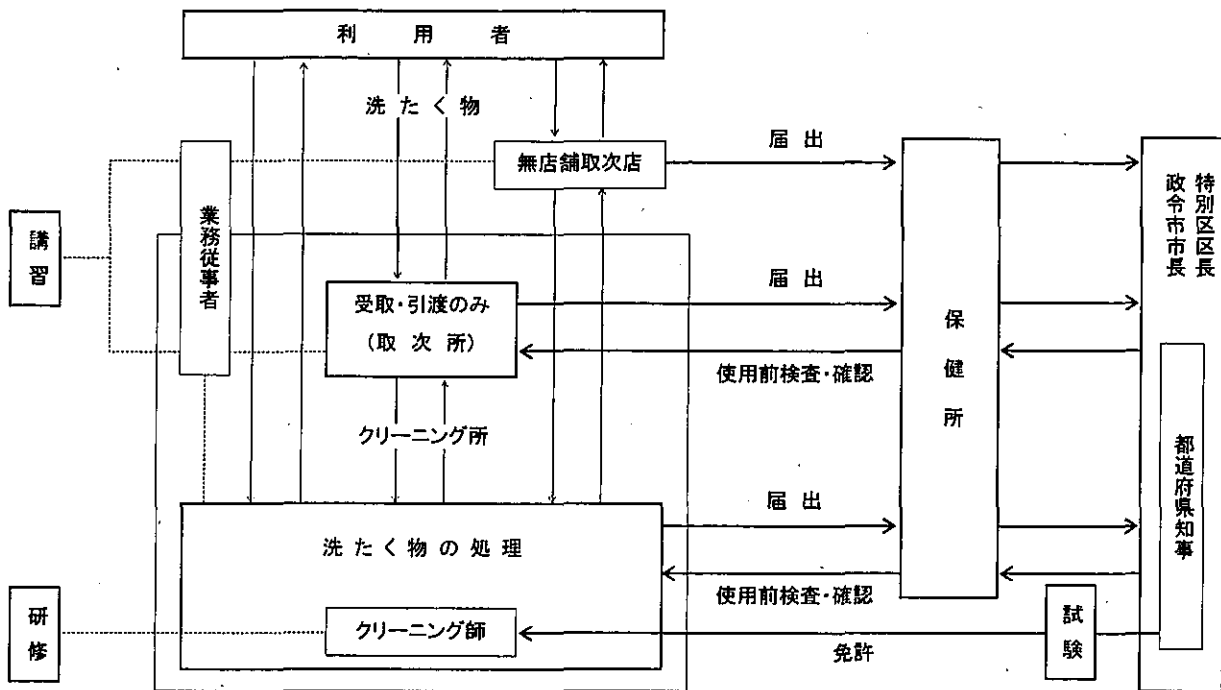


クリーニング業法



【クリーニング業】

溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること

【クリーニング行為】

受取、選別、洗たく、乾燥、プレス、染み抜き、仕上げ、引渡等

【クリーニング所】

一般クリーニング所（クリーニング師必置） 取次所

- (1) 開設・廃止届出
- (2) 使用前の検査確認
- (3) クリーニング師研修
- (4) 従事者講習

【クリーニング師】

都道府県知事免許

クリーニング業法（昭和25年5月法律第207号）

1 クリーニング業

クリーニング業とは「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること」とされている。したがって、衣類のみでなく、シーツやカーテン、絨毯、床マット、おしぼり、化学雑巾、モップ、暖簾、旗等の洗たくは対象となる。また、原型のまま洗たくすることが要件となっており、着物の洗い張りのようなものは含まれない。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれる。したがって、このような一部の行為だけを行う場合もクリーニング所の届出が必要になる。

2 クリーニング所

クリーニング所には、一般クリーニング所と洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う取次所がある。一般クリーニング所以外では洗たく物の処理を行わせてはならない。

一般クリーニング所には、洗たく機及び脱水機を備えるとともに、クリーニング師を置かなくてはならない。

クリーニング所を開設・廃止するときは、都道府県知事に届出をしなくてはならない。また、クリーニング所は、都道府県知事の使用前の検査確認を受けなければ使用してはならない。

3 クリーニング師

クリーニング師の免許は、中学校を卒業した者を対象にした都道府県知事の試験に合格した者に与えられる。

クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事の指定した研修を受けなくてはならない。

4 クリーニング業務従事者

営業者は、そのクリーニング所の業務に従事する者（クリーニング所の従業員5人に1人以上）に対し、クリーニング所の開設後1年以内に業務に関する知識の修得・技術の向上に関する都道府県知事の指定した講習会を受講させなければならない。また、3年を超えない期間ごとに同様に受講させなければならない。

5 閉鎖命令等

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、必要に応じ、従業員等に対する業務停止、環境衛生監視員による立ち入り検査、措置命令、営業停止、閉鎖命令、クリーニング師の免許停止処分をすることができる。

クリーニング所における衛生管理要領（抄）

（昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知）

第1 目的

この要領は、クリーニング所における施設、設備、器具、溶剤等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理及び衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、クリーニングに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2 施設及び設備等

- 9 有機溶剤を使用しての洗濯物の処理(以下「ドライクリーニング処理」という。)を行うクリーニング所には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分に配慮すること。
また、気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えることが望ましいこと。
- 10 洗濯物の処理のために洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等を使用するクリーニング所には、専用の保管庫又は戸棚等を設けること。
- 13 洗濯物の処理を行うクリーニング所の作業場内には、しみ抜きを行う場所を設け、適当な位置に機械的換気設備を設けることが望ましいこと。
- 17 ドライクリーニング処理を行うクリーニング所には、有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れるふた付の容器を備えること。

第3 管理

- 1 クリーニング師の役割
 - (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。
- 2 施設、設備及び器具の管理
 - (7) 施設内は、換気を十分にすること。特に、ドライクリーニング処理を行うクリーニング所については、気化した有機溶剤の排気又は回収に留意すること。
 - (8) 局所排気装置等の換気設備及び有機溶剤回収装置は、定期的に点検、清掃を行うこと。
 - (9) 洗濯機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるように整備しておくこと。
 - (12) ドライクリーニング用の洗濯機等は、有機溶剤の漏出がないよう常に点検し、使用中もその漏出の有無について十分留意すること。

4 洗剤及び溶剤等の管理

- (1) 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。
なお、有機溶剤は、容易に蒸発しやすく、また引火しやすい性質をもっているため、必ず密閉容器に入れ、保管及び取扱いについてはその安全衛生に十分留意すること。
- (3) ドライクリーニング処理に使用する有機溶剤は、清浄なものであること。
- (4) 有機溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反覆使用により溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
- (5) 使用中又は使用後の有機溶剤は、溶剤中に分散された汚れを除去するため常に清浄化を行うこと。この場合、ろ過又は吸着により有機溶剤の清浄化を行っても清浄にならないものは、蒸留するか又は新しい溶剤に交換すること。
- (6) ドライクリーニング処理を行う場合は、洗淨効果を高めるため、溶剤中の洗剤濃度及び溶剤相対湿度を常に点検し、適正な濃度及び湿度の維持に努めること(溶剤相対湿度を七五%前後に保つことが望ましい。)。
- (7) 有機溶剤の清浄化のために使用したフィルター等を廃棄する場合は、専用のふた付容器に納め、適正に処理すること(専門の処理業者に処理委託することが望ましい。)。
- (8) 有機溶剤を含有するしみ抜き薬剤は、密閉できる容器に入れて使用し、それ以外のしみ抜き薬剤は、適正濃度に調整して使用すること。
- (9) 特に営業者又はクリーニング師は、各種の洗剤、有機溶剤等の特性及び適正な使用方法について従業者に十分理解させ、その保管及び取扱いを適正にすること。

クリーニング業の現状と経営実態

1. クリーニング業の現状

(1) クリーニング営業には一般クリーニング所（リネンサプライを含む）、クリーニング取次所等の業態がある。

- ・ 一般クリーニング所は、自家処理施設を有し、家庭等から出される洗濯物を扱うクリーニング店をいう。

なお、リネンサプライは、繊維製品を貸与して使用させ、その使用後回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行う事業をいう。

- ・ クリーニング取次所は、自らはクリーニングをしないで、顧客と洗濯物を処理するクリーニング所との間に立ち、洗濯物の受取り、引き渡しのみを行う営業をいう。
- ・ クリーニング方法の種類としては、大きく分類してランドリークリーニング（水を使用）とドライクリーニング（水を使用しない）がある。

(2) 平成20年度の全国のクリーニング業の営業施設数（届出数）は137,097施設で、平成12年度と比べ15.6%減となっており、そのうち、一般クリーニング所は38,165施設と18.1%減、クリーニング取次所は98,932施設と14.5%減、従業クリーニング師数は57,715人と13.7%の減となっている。（表1）

(3) ドライクリーニングの溶剤使用機器については、石油系溶剤を使用する機器の割合が増加傾向にある。（表2）

表1 営業施設数等の動向

() 内は平成12年度を100とした指数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
クリーニング営業	162,347 (100.0)	159,801 (98.4)	157,112 (96.8)	155,109 (95.5)	150,753 (92.9)	147,395 (90.8)	143,989 (88.7)	141,190 (87.0)	137,097 (84.4)
再掲	一般クリーニング所	46,595 (100.0)	45,848 (98.4)	44,505 (95.5)	44,041 (94.5)	42,664 (91.6)	41,998 (90.1)	40,638 (87.2)	38,165 (81.9)
	取次所	115,752 (100.0)	113,953 (98.4)	112,607 (97.3)	111,068 (96.0)	108,089 (93.4)	105,397 (91.1)	103,351 (89.3)	101,558 (87.7)
従業クリーニング師数	66,880 (100.0)	66,871 (100.0)	65,292 (97.6)	65,796 (98.4)	63,750 (95.3)	61,720 (92.3)	61,579 (92.1)	59,893 (89.6)	57,715 (86.3)

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

表2 ドライクリーニング溶剤別使用機器台数の動向

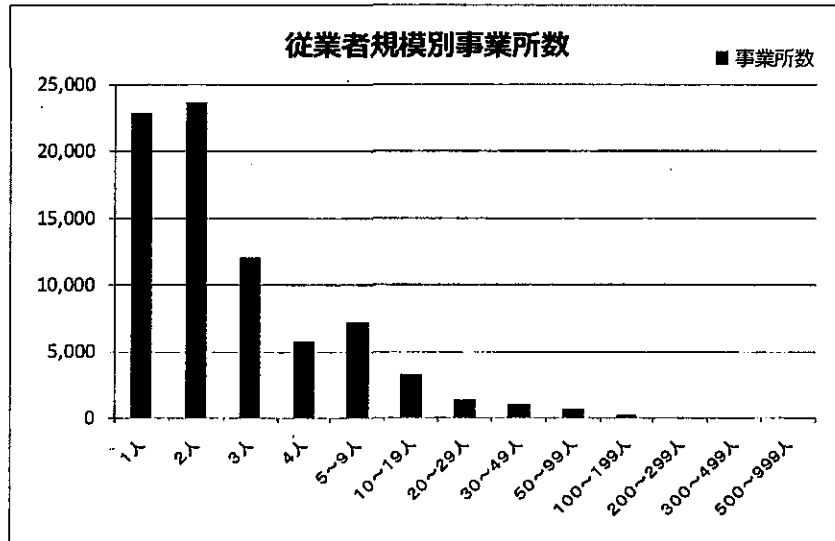
溶剤種類	平成16年度		平成18年度		平成20年度	
	台数	比率	台数	比率	台数	比率
テトラクロロエチレン	4,831	11.8	4,281	11.0	3,710	10.2
石油系	35,200	86.3	33,620	87.3	32,098	88.2
その他	654	1.9	623	1.7	591	1.6
合計	40,685	100.0	38,524	100.0	36,408	100.0

資料：厚生労働省健康局生活衛生課調べ

2. クリーニング業の経営実態

(1) クリーニング事業所の経営規模

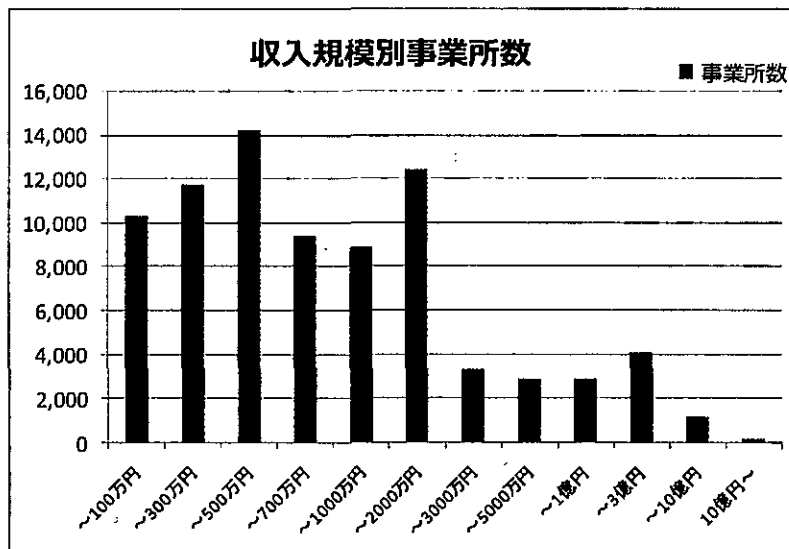
クリーニング事業所は、大多数が中小企業であり、従業者数4人以下の事業所の割合が全事業所の約82%を占めている（2006年度）。



資料：総務省「事業所・企業統計調査」から生活衛生課作成

(2) クリーニング事業所の収入

クリーニング事業所は、大多数が中小企業であり、収入が1000万円以下の事業所の割合が全事業所の約67%を占めている（2004年）。



資料：総務省「サービス業基本調査」から生活衛生課作成